

議事日程第17号

令和5年(2023年)招集大阪狭山市議会定例会12月定例会議会議事日程
令和5年(2023年)11月30日午前9時30分開議
議会期間(令和5年11月30日から同年12月22日まで23日間)

日程第1	発議第22号	会議録署名議員の指名について
日程第2	議案第119号	大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第120号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第121号	大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第122号	大阪狭山市文化会館条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第123号	大阪狭山市育英金貸与条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第124号	大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第125号	財産区財産の処分について
日程第9	議案第126号	指定管理者の指定について
日程第10	議案第127号	指定管理者の指定について
日程第11	議案第128号	指定管理者の指定について
日程第12	議案第129号	指定管理者の指定について
日程第13	議案第130号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)について
日程第14	議案第131号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第8号)について
日程第15	議案第132号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について

日程第16	議案第133号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について
日程第17	議案第134号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について
日程第18	議案第135号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について
日程第19	議案第136号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
日程第20	議案第137号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)について
日程第21	議案第138号	令和5年度(2023年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第1号)について
日程第22	要望第6号	介護保険料の引き下げを求める要望について

発議第22号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市議会議長 北 好 雄

記

7番 中 野 学

8番 西 野 滋 胤

議案第119号

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例

大阪狭山市事務分掌条例（昭和53年大阪狭山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「都市整備部」を「まちづくり推進部」に、「水資源部」を「水政策部」に改める。

第3条政策推進部の項各号を次のように改める。

- (1) 市政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 情報政策に関すること。
- (3) 秘書に関すること。
- (4) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- (5) 公民連携に関すること。
- (6) 市民参加及び市民協働に関すること。
- (7) 文化の振興に関すること。
- (8) 自治振興に関すること。

第3条総務部の項各号を次のように改める。

- (1) 行政運営の管理に関すること。
- (2) 財政に関すること。
- (3) 行財政改革に関すること。
- (4) 統計に関すること。
- (5) 議会との連絡に関すること。
- (6) 法規、条例及び文書に関すること。
- (7) 市税に関すること。
- (8) 財産の管理及び活用に関すること。
- (9) 公共施設マネジメントに関すること。
- (10) 契約及び検査に関すること。

第3条都市整備部の項中「都市整備部」を「まちづくり推進部」に改め、同条市民生活部の項各号を次のように改める。

- (1) 農業に関すること。

- (2) 商工業に関すること。
- (3) 消費生活に関すること。
- (4) 労働に関すること。
- (5) まちの魅力の創出に関すること。
- (6) シティプロモーションに関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 広聴及び市民相談に関すること。
- (9) 同和問題及び人権啓発に関すること。
- (10) 平和事業に関すること。
- (11) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (12) 住居表示に関すること。
- (13) 衛生及び清掃に関すること。
- (14) 環境保全対策に関すること。

第3条水資源部の項中「水資源部」を「水政策部」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(大阪狭山市議会委員会条例の一部改正)

- 2 大阪狭山市議会委員会条例（昭和29年大阪狭山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「都市整備部」を「まちづくり推進部」に、「水資源部」を「水政策部」に改める。

(大阪狭山市都市計画審議会条例の一部改正)

- 3 大阪狭山市都市計画審議会条例（平成12年大阪狭山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「都市整備部」を「まちづくり推進部」に改める。

議案第120号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「100分の67.5」の次に「と、「100分の125」とあるのは、「100分の70」を加える。

第26条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400

15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	

53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			

91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定年前 再任用	基準給 料月額							

短時間 勤務職 員	円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000	円 391,200
-----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改め、「と、「100分の125」とあるのは、「100分の70」を削る。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第121号

大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大阪狭山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条第2項中「及び第21条」を「、第21条及び第21条の2」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第14条の2 給与条例第26条（同条第2項第2号の規定を除く。）の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の算定について準用する。

第21条中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第21条の2 給与条例第26条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「この場合において」とあるのは、「この場合において、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大阪狭山市条例第9号）第15条の規定に基づくものに限る。）の1箇月当たりの平均額」と」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に本市の会計年度任用職員（以下「市職員」という。）であった者であって、施行日に引き続き市職員となったものの令和6年6月における勤勉手当については、施行日の前日における市職員としての令和5年度の勤務成績及び令和6年6月1日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給するものとする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を削る。

第6条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

議案第122号

大阪狭山市文化会館条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市文化会館条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市文化会館条例の一部を改正する条例

大阪狭山市文化会館条例（平成5年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(開館及び使用時間)」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、文化会館に設置する駐車場（以下「文化会館駐車場」という。）の使用時間は、午前7時から午後10時までとする。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、開館又は使用時間を変更することができる。

第6条第1項ただし書を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

第6条第2項中「前項各号に掲げるもののほか」を「前2項の規定にかかわらず」に、「、文化会館の施設の全部又は一部」を「、臨時に開館し、若しくは休館し、又は施設の全部若しくは一部」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 文化会館駐車場については、前項の規定にかかわらず、12月29日から翌年1月3日までの間、使用することができない。

第12条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(駐車場の使用料等)

第12条の2 文化会館駐車場の使用料は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、使用料を免除又は減額することができる。

2 前項に規定する使用料は、自動車を駐車場から出すときに納付するものとする。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条の2関係）

文化会館駐車場使用料

区分	時間	使用料
普通自動車、小型自動車及び軽自動車	1 時間未満	無料
	1 時間以上 2 時間未満	3 0 0 円
	2 時間以上 3 時間未満	4 0 0 円
	3 時間以上 4 時間未満	5 0 0 円
	4 時間以上	6 0 0 円

備考

- 1 この表において、「普通自動車」、「小型自動車」及び「軽自動車」とは、それぞれ、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- 2 この表に規定するもののほか、文化会館駐車場使用料に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第123号

大阪狭山市育英金貸与条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市育英金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市育英金貸与条例の一部を改正する条例

大阪狭山市育英金貸与条例（昭和59年大阪狭山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(通信制の課程を除く。)」を削る。

第2条第1号中「子弟」を「子」に改め、同条第2号中「で健康な者のうち」を「な者のうち、」に改める。

第6条第2項中「(通信による教育を受ける場合を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市育英金貸与条例に基づく育英金の貸与に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第124号

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「利用している法第19条第1号」を「利用している同号」に、「の法第19条第1号」を「の同号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とを削り、「第27条第3項第1号」を「法第27条第3項第1号」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加え、「法第19条第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「総数」と、」を「総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

財産区財産の処分について

池尻財産区財産（すりばち池）を処分することについて、議会の議決を求める。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

- 1 不動産の表示 所在地 大阪府大阪狭山市金剛二丁目
地番 3番1、3番17、3番32及び3番33の一部
地目 溜池、雑種地
面積 13,636.71㎡
- 2 処分子定価格 ¥1,243,132,000-
- 3 処分の相手方 大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号
フジ住宅株式会社
代表取締役 宮脇 宣綱

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市文化会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

- 1 公の施設の名称 大阪狭山市文化会館
- 2 指定する団体 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市立老人福祉センター、大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター並びに大阪狭山市障害者地域活動支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 大阪狭山市立老人福祉センター
大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター
大阪狭山市障害者地域活動支援センター |
| 2 指定する団体 | 大阪府大阪狭山市今熊一丁目85番地
社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで |

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市立コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

- 1 公の施設の名称 大阪狭山市立コミュニティセンター
- 2 指定する団体 大阪府大阪市西区南堀江一丁目12番19号
四ツ橋スタービル9階
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市立のスポーツ施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 大阪狭山市立総合体育館
大阪狭山市立市民総合グラウンド
大阪狭山市立野球場
大阪狭山市立池尻体育館
大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場
大阪狭山市立山本テニスコート
大阪狭山市立大野テニスコート |
| 2 指定する団体 | 大阪府大阪市中央区上本町西一丁目2番19号
水・人・まちが輝く大阪狭山スポーツパートナーズ |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

議案第130号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第131号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第8号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第8号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第132号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第133号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第134号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第135号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第136号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市後期高齢者医療
特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第137号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第138号

令和5年度(2023年度)大阪狭山市今熊財産区特別
会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和5年度(2023年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和5年(2023年)11月30日提出

大阪狭山市長 古川 照人